



KUMAMON
15th ANNIVERSARY

施設・事業所等運営全般 (全サービス共通)

熊本県 障がい者支援課

I 施設・事業所等の運営に関する確認事項について

1 概 要

熊本県指定の施設・事業所等における利用者への適切なサービスの提供を確保するため、指定基準等を満たした施設・事業所等の運営が行われているか確認します。

対象：障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児入所施設、障害児通所支援事業所

2 指定基準・確認事項

- 障害者総合支援法・施行規則・施行令、児童福祉法・施行規則・施行令
- 人員、設備及び運営の基準等に関する府省令、報酬告示、解釈通知、Q & A集（厚生労働省、こども家庭庁）
- 人員、設備及び運営の基準等に関する条例（熊本県）

項 目	内 容	確認文書等
基 本 方 針 一 般 原 則	・ 利用者の意思、人格を尊重した利用者の立場に立ったサービスの提供 ・ <u>利用者の意向</u> 、適正、障がいの特性その他の事情を踏まえたサービスの提供 （ <u>意向確認</u> 、自己決定の尊重、 <u>意思決定支援</u> 、支援内容・手続きの説明・同意）	運営規程 重要事項説明書 契約書 アセスメント記録 個別支援計画書 支援記録 モニタリング記録
人 員 配 置	・ 勤務体制（常勤・非常勤、専従・兼務等） ・ <u>基準に基づく従業者配置</u> （職種、員数、資格要件・実務経験年数） ・ <u>定員の遵守</u> （営業日毎の受入人数の管理と必要な人員の配置）	組織図 勤務シフト表 業務日誌 資格・実務経験証明書 研修修了証 契約者名簿、利用実績一覧表
各 種 計 画	・ 安全確保対策（自然災害・地震、火災、感染症・食中毒等）、避難訓練 ・ 事故防止（交通事故を含む）対策 ・ 安全計画（障害児関係）	非常災害計画・ <u>業務継続計画(BCP)</u> 指針・マニュアル等 訓練実施記録
各種委員会	・ <u>虐待防止委員会</u> 、 <u>身体拘束適正化委員会</u> 、感染対策委員会	指針・マニュアル等 委員会議事録
研 修	・ 従業者の質の向上を図るための計画的な研修実施	研修計画 研修の記録 研修資料等
利用者対応	・ 事故報告（感染症を含む） ・ 苦情受付窓口、虐待相談窓口の設置	事故報告書 苦情・相談対応記録

障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会（イメージ）

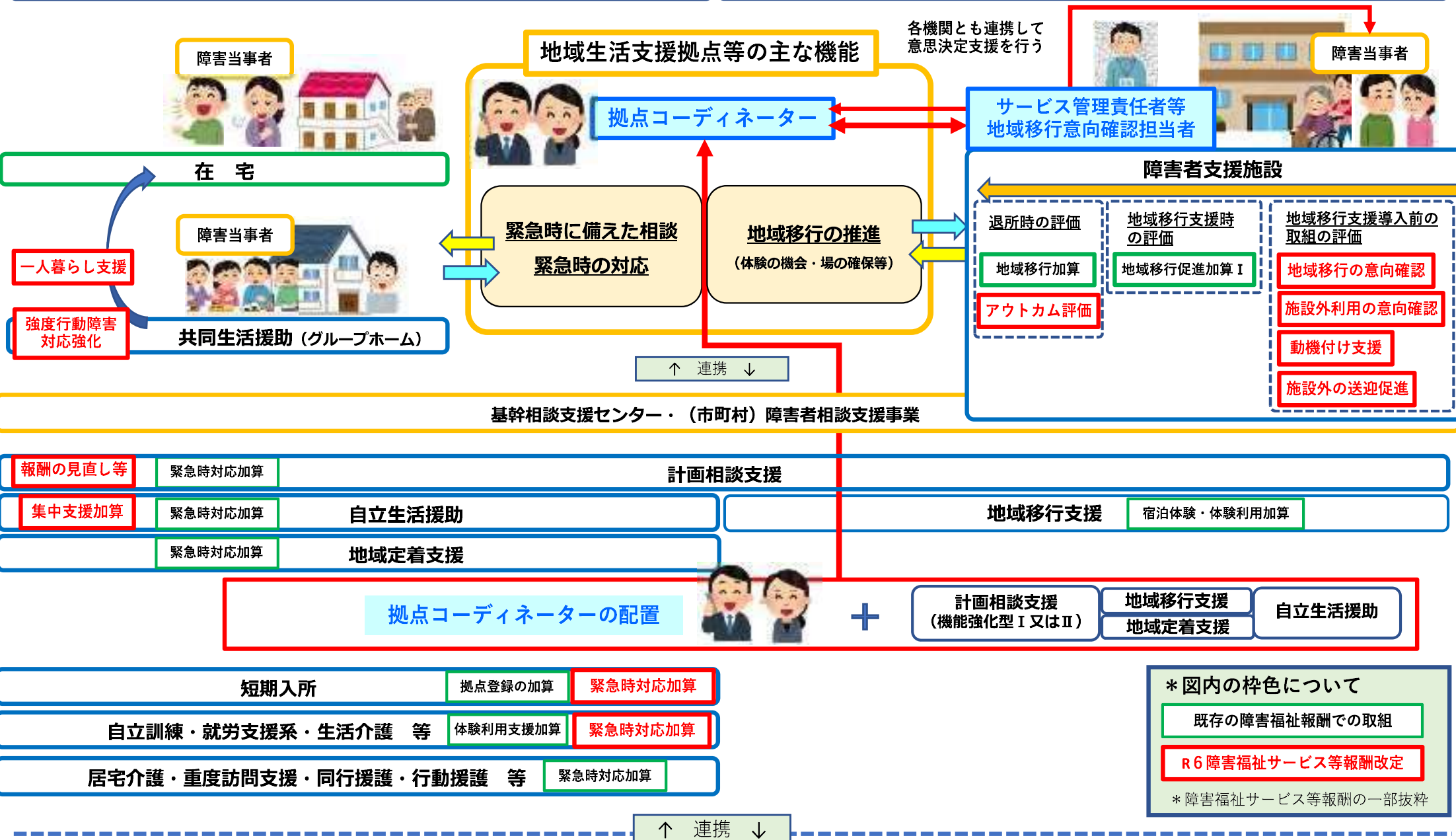
- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、
- ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実（障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係）
 - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上（障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係）
 - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備（難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係）
- 等を推進する。



障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行



障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

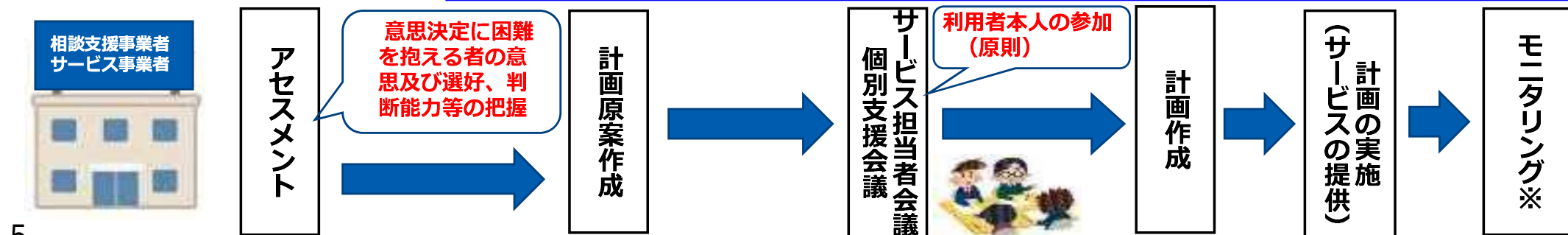
※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



5

※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示



知ろう・使おう・楽しもう 障害者総合支援法のサービスを利用したい人へ

〔厚生労働省ＨＰ〕 障害福祉サービス等 障害者総合支援法について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/index_00001.html



意思決定支援の基本的考え方 ～だれもが「私の人生の主人公は、私」～

〔厚生労働省ＨＰ〕 障害福祉・介護 意思決定支援に関するガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00026.html



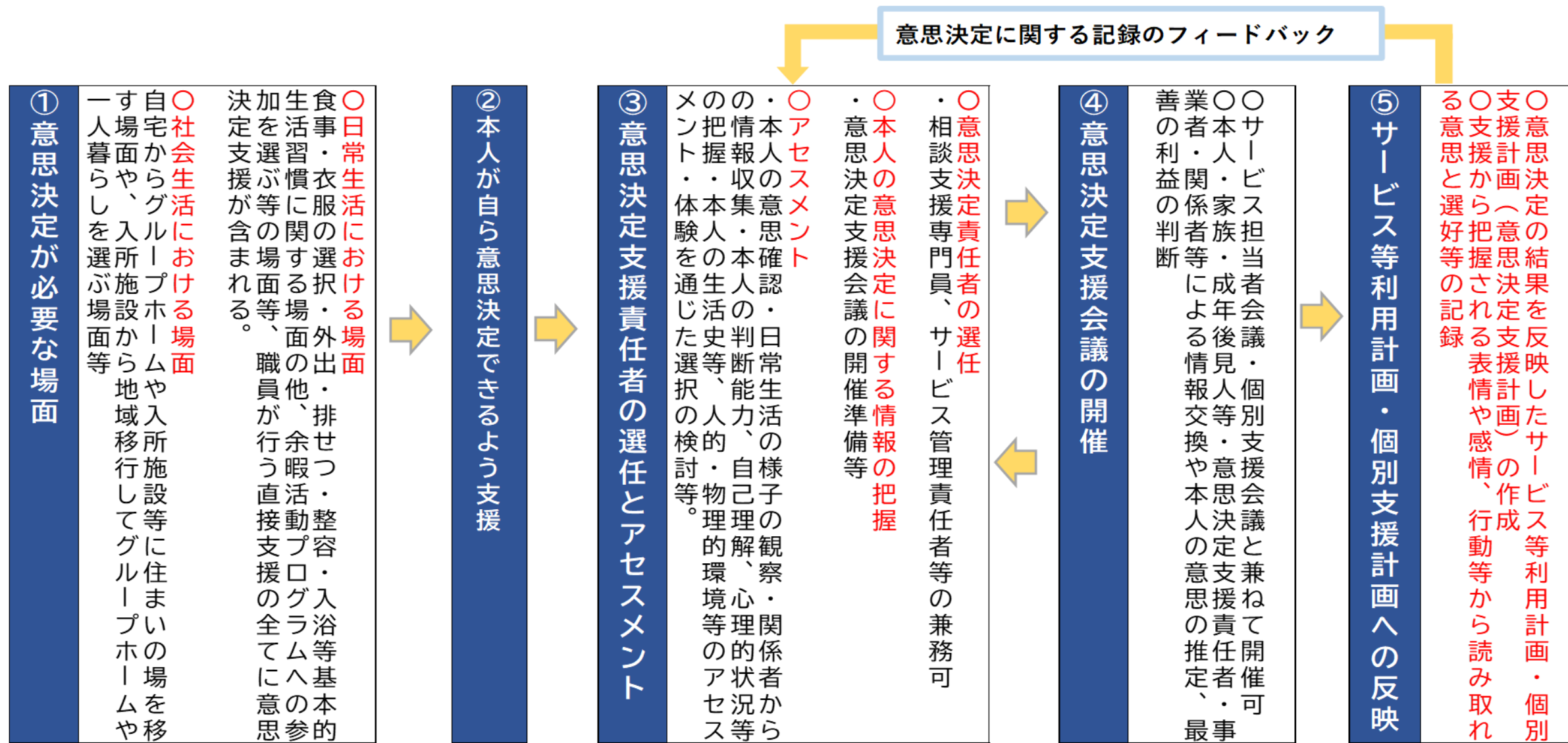
ご本人らしい生き方にたどり着く 意思決定支援のために

〔厚生労働省ＨＰ〕

成年後見人等のみなさまへ 意思決定支援について総合的に学ぼう

<https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/awareness/>

◆ 意思決定支援の流れ



虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

《参考》 管理者およびサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の主な業務内容例

管 理 者	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者
運営規程の制定、法令・基準等改正に基づく改正	利用者(保護者)に対するアセスメント
従業者の勤務体制の確保	個別支援計画の作成・更新(6か月ごと)
従業者の勤退・業務の一元的管理(業務日誌)	<u>個別支援計画の利用者への説明・交付、同意(日付・署名等)</u>
<u>利用定員の遵守</u>	<u>個別支援計画策定会議(担当者会議)の運営(利用者の参加)</u>
<u>虐待防止、身体拘束禁止(責任者)</u>	<u>虐待防止、身体拘束禁止(担当者)</u>
非常災害対策、感染症対策、衛生管理	サービス提供プロセスの管理、管理者への報告
<u>提供するサービスの質の評価と改善</u>	<u>利用者(保護者)との面談、モニタリング</u>
<u>介護給付費の報告・請求等(市町村・利用者)</u>	<u>計画の更新(変更の有無にかかわらず)、相談事業所への提供</u>
利用者負担額の受領・管理	サービス提供記録(利用者ごとの支援記録等)の管理
記録・帳簿類の整備、保存・管理	サービス提供職員に対する技術的指導・助言
事故、急病、災害等緊急時の対応(指揮命令)	<u>サービス担当者会議(相談事業所主催)への参加</u>
利用者からの苦情・相談対応(責任者)	利用者からの苦情・相談窓口(担当者)
地域との連携	関係機関(相談、就労、学校、保育所、医療等)との連携・調整

Ⅱ 虐待の防止、身体拘束等の禁止について

運営基準	内 容
指針 マニュアル	・事業所の虐待防止・身体拘束禁止に関する基本的考え方、組織体系、研修方針、従業者への周知方法 ・発生時の具体的な対応事項、役割分担、虐待事案の通報のための対応フロー等
委員会	・委員会の定期的開催(少なくとも年1回以上)、議事録の整備、従業者への周知
研修 (虐待・身体拘束・権利擁護・合理的配慮等)	・事業所内研修の定期的実施(採用後は速やかに) ・研修の記録(日時、講師、参加者、概要等 * 全員受講できるよう配慮すること)、資料の保存 ・外部研修会への派遣・事業所内報告会 * 学識者・実務経験者等の招へい(講話・グループワーク等)
担当者の配置	虐待防止に関する取組を実行する担当者(サビ管・児発管等)の配置

虐待防止委員会	身体拘束適正化委員会
ア 虐待が発生した場合の報告様式の整備	ア 報告様式の整備
イ 発生記録の事例集計、分析	イ 発生記録の事例集計、分析
ウ <u>発生の原因、結果等のとりまとめ再発防止策の検討</u>	ウ 未然防止の観点からの支援状況の確認
エ 労働環境の確認様式の作成・集計・分析	エ <u>解除のための方策の検討(期間の短縮、廃止)</u>
オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知	オ 事例及び分析結果を従業者に周知
カ 再発防止策の効果検証	カ 解除へ向けた方策の効果検証

1 やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

要 件	内 容
①切 迫 性	○ 利用者本人又は他の利用者等の 生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと 本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要か否かを確認する。
②非代替性	○ 身体拘束その他の行動制限を行う以外に 代替する方法がないこと 身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者等の生命又は身体を保護するという観点から、 他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認 する。
③一 時 性	○ 身体拘束その他の行動制限が 一時的であること 本人の状態像等に応じて必要とされる、 最も短い拘束時間を想定 する。

2 手続き

手 順	内 容
組 織 に よ る 決 定	○ 個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定（管理者、サビ管・児発管、虐待防止担当者等の参加） 身体拘束の原因となる状況の分析や廃止に向けた取組方針、目標とする廃止時期等を会議により決定する。
個 別 支 援 計 画 へ の 記 載	○ 個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載 利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要
本人・家族への説明	○ 利用者本人や家族への書面による説明・同意
行政への相談・報告	○ 市町村の障害者虐待防止センター等、行政への相談・報告 行動制限・身体拘束も含めた支援についての理解を得る。
必要な事項の記録	○ 身体拘束を行った場合は必要な事項を記録 （態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等）
解 除 へ 向 け た 検 討	○ 身体拘束を行わない支援方法の検討（時間の短縮、他の支援方法等）

Ⅲ 減算項目について（令和6年度報酬改定における新設）①

【身体拘束適正化措置未実施減算】

次の基準を満たしていない場合に、減算する。

- ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
- ②身体拘束等の適正化のための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること

《減算の取扱い》

施設・居住系サービス…所定単位数の10%減算（見直し前：5単位）

訪問・通所系サービス…所定単位数の1%減算（見直し前：5単位）

【虐待防止措置未実施減算＜新設＞】

次の基準を満たしていない場合に減算する

- ①虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（に）実施する
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置く

《減算の取扱い》

所定単位数の1%減算

Ⅲ 減算項目について（令和6年度報酬改定における新設）②

【業務継続計画未策定減算＜新設＞】

感染症又は非常災害のいずれか（または両方）の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算

①業務継続計画を策定していない ②当該業務継続計画に従い必要な措置（研修と訓練）を講じていない

《減算の取扱い》

施設・居住系サービス 所定単位数の3%減算

訪問・通所系サービス 所定単位数の1%減算

《令和6年度末で終了となる経過措置》

- ・「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」「非常災害に関する具体的計画」を策定している場合
- ・「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないサービス^(※1)

※1 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

【情報公表未報告減算＜新設＞】

障害福祉サービス等情報公表システム（WAMネット）上、次の事項が未報告となっている事業所に対する減算

既存事業所 『基本情報』『運営情報』

新規事業所 『基本情報』

《減算の取扱い》

施設・居住系サービス 所定単位数の10%減算

訪問・通所系サービス 所定単位数の5%減算

Ⅲ 減算項目について（令和6年度報酬改定における新設・追加）③

【支援プログラム未公表減算＜新設＞】

支援プログラム（5領域を含む総合的な支援内容との関連性を明確にした事業所全体の支援計画）の策定、公表が適切に行われていない場合に減算する。

《減算の取扱い》

算定される単位数 所定単位数の15%減算

【自己評価結果等未公表減算＜一部追加＞】

指定通所基準等の規定に基づき、年1回以上、事業所による自己評価及び利用する障害児の保護者による評価を行うとともに、その結果等を公表することが適切に行われていない場合に減算する。

対象 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

《減算の取扱い》

算定される単位数 所定単位数の15%減算

[全サービス]

- サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修体系変更（H31.4）に伴う経過措置
 - ・旧体系研修（～H31.3）修了者の配置は、5年間のみ可能（～R6.3）。R6.4以降は、更新研修の修了が必要。
 - ・新体系研修基礎研修（R1～R3）修了者の配置は、研修修了後3年間（～R7.3）。3年経過後は実践研修の修了が必要。
 - ※相談支援従事者初任者研修の受講漏れに注意
- 業務継続計画未策定減算
 - ・感染症予防指針、非常災害計画策定済みの場合は未適用（～R7.3.31）

[共同生活援助・障害者支援施設]

- 地域連携協議会の開催
 - ・協議会の設置、会議開催・意見聴取（年1回）、委員による施設見学の実施（年1回。GHは住居ごと。）
（R6は努力義務、R7からは義務化）

[障害者支援施設]

- 地域移行を推進するための取組
 - ・すべての施設入所者に対し、地域生活への意向や施設外の日中活動系サービスの利用について意向確認するための体制整備を努力義務化
 - ①地域移行等意向確認等に関する指針の策定、担当者の選任
 - ②確認した意向等のサービス管理責任者への報告、個別支援計画に係る担当者会議への報告
（R8から義務化、未対応の場合は、地域移行等意向確認体制未整備減算の対象）

処遇改善加算等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁 支援局 障害児支援課

【○障害福祉分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援】

施策名: 障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(障害福祉人材確保・職場環境改善等事業)

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

① 施策の目的

- 障害福祉人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。

③ 施策の概要

・福祉・介護職員等処遇改善加算(※1)を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。

※1 福祉・介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。

・障害福祉サービス事業所において、その福祉・介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費(※2)に充てるほか、福祉・介護職員等(※3)の人件費に充てることを可能とする。

※2 間接業務に従事する者等を募集するための経費や、職場環境改善等(例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施)のための様々な取組を実施するための研修等の経費 など

※3 当該事業所における福祉・介護職員以外の職員を含む

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

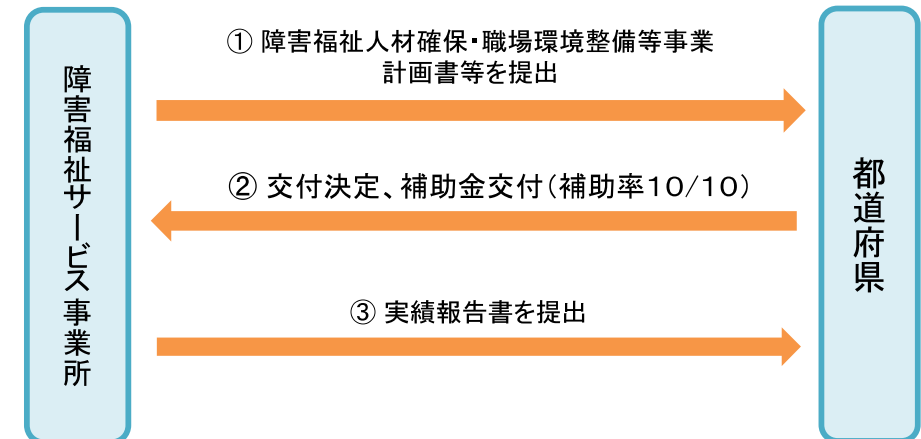
■支給対象

(1)福祉・介護職員等処遇改善加算の取得事業所

(2)以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所

<取組>

福祉・介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う



※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

17 障害福祉現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、障害福祉職員の確保・定着や障害福祉サービスの質の向上につなげる。 1

障害福祉人材確保・職場環境改善等事業の交付率について

- 現行の福祉・介護職員等処遇改善加算等と同様、障害福祉サービス等種類ごとに、福祉・介護職員数に応じて設定された一律の交付率を障害福祉サービス等報酬に乘じる形で各事業者に交付。福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり54,000円に相当する額。
- 過誤調整等の影響を避ける観点から、原則として、令和6年12月（1月審査）分のサービスに交付率を乗じる。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。（令和7年4月以降の新規事業所は対象外）

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
▪ 居宅介護 ▪ 重度訪問介護 ▪ 同行援護 ▪ 行動援護 ▪ 重度障害者等包括支援	12.7%	▪ 就労移行支援 ▪ 就労継続支援A型 ▪ 就労継続支援B型 ▪ 就労定着支援 ▪ 自立生活援助	5.5%
▪ 生活介護	7.2%	▪ 共同生活援助（介護サービス包括型） ▪ 共同生活援助（日中サービス支援型） ▪ 共同生活援助（外部サービス利用型）	9.4%
▪ 施設入所支援 ▪ 短期入所 ▪ 療養介護	13.6%	▪ 児童発達支援 ▪ 医療型児童発達支援 ▪ 放課後等デイサービス ▪ 居宅訪問型児童発達支援 ▪ 保育所等訪問支援	9.6%
▪ 自立訓練（機能訓練） ▪ 自立訓練（生活訓練）	7.9%	▪ 福祉型障害児入所施設 ▪ 医療型障害児入所施設	16.6%

※ 地域相談支援、計画相談支援、地域定着支援、障害児相談支援は交付対象外。

※ 対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。